

1 いじめ防止等に関する基本理念

いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、いじめが行われなくなるようにする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ。
- イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ。
- ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ。

(3) いじめの内容

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(4) いじめの要因

いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

ア いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

イ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

ウ いじめの衝動を発生させる原因

- (ア) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- (イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- (ウ) ねたみや嫉妬感情
- (エ) 遊び感覚やふざけ意識
- (オ) 金銭などを得たいという意識

(カ) 被害者となることへの回避感情

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

- エ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子供も」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒等」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※「いじめ防止委員会」の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙2 ※「いじめ防止対策委員会」の設置

4 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための具体的な取組

(1) 未然防止

ア 教育相談体制の充実

担任、養護教諭等による面談（5月、8月、1月）

イ 校内体制の確立

(ア) 日常の様々な場面における生徒の発するサインの観察等

(イ) 生徒理解ツールの活用

(ウ) エンカウターの活用

(エ) 定期的なネットパトロールの実施

ウ いじめ根絶に向けた生徒が主体となった活動の実施

いじめ根絶に対する意識啓発活動（いじめを取り上げたHR活動、標語・ポスターコンクール）

エ いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修

(ア) 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施

(イ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実

エ 各種通信（学校通信、学年通信、学級数信、生徒指導部通信等）による啓発

望ましい人間関係の在り方、ネットトラブルの未然防止

オ 関係機関（警察等）の協力によるネットトラブル防止講演会等の実施

カ 日常の教育活動（授業、寮教育、道徳教育、特別活動、部活動等）をとおした豊かな心の育成

キ 保護者との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有（支部懇談会、クラス懇談会等）

(2) 早期発見

ア いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

イ いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

別紙3

ウ 教室・家庭でのサイン

別紙4

エ 相談体制の整備

(ア) 相談窓口の設置、周知

(イ) 家庭や地域と連携を図り、早期対応ができる組織の構築

オ 定期的調査の実施

アンケートの実施（6月、10月）

カ 情報の共有

(ア) 報告経路の明示、報告の徹底

(イ) 職員会議等での情報共有

(ウ) 要配慮生徒への実態把握

(エ) 進級時の引き継ぎ

(3) いじめの対応

ア 生徒への対応

(ア) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・共感的な理解と対応
- ・安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援

(イ) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じ、特別指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

(ウ) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りで面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

5 家庭との連携

(1) いじめを受けた生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(2) いじめを行った生徒の家庭に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者説明会を開催することがある。

なお、家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

6 関係機関との連携

(1) 十勝教育局高等学校教育指導班との連携 ※発生時

- ア 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- イ 関係機関との調整

(2) 帯広警察署生活安全課との連携※発生時

- ア 心身や財産に重大な被害が疑われる
- イ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係機関との連携

- ア 家庭での養育に関する指導・助言
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

(4) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ア 精神保健に関する相談
- イ 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

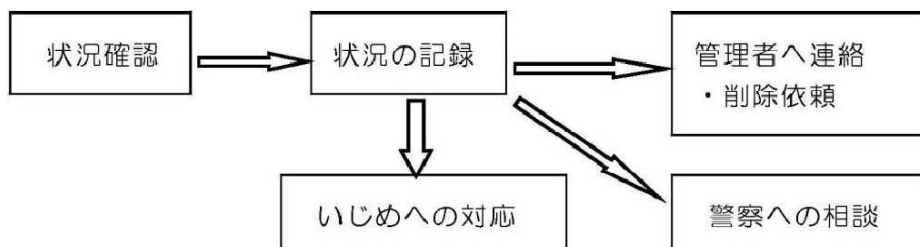
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ア 保護者への啓発
 - (ア) フィルタリング
 - (イ) 保護者の見守り
- イ 情報教育の充実
 - 「教科農業情報処理」における情報モラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
 - (ア) 被害者からの訴え
 - (イ) 閲覧者からの情報
 - (ウ) ネットパトロール
- イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生徒の生、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - (ア) 生徒が自殺を企図した場合
 - (イ) 精神性の疾患発症した場合

- (ウ) 身体に重大な障害を負った場合
- (エ) 高額の金品を奪い取られた場合
- イ 生徒が相当の期学校を欠席することを余儀なくされている
- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

9 いじめ防止基本方針の点検・見直し

いじめの防止等に関する道の施策や学校の取組、重大事態への対処等、「道の基本方針」が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、国の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しなどを行う。

別紙 1 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域との連携

いじめ防止委員会

【定期開催】

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

【構成員】

教頭、生徒指導部長、教務部長
保健体育部長、養護教諭、学年主任

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ防止
対策委員会

未然防止

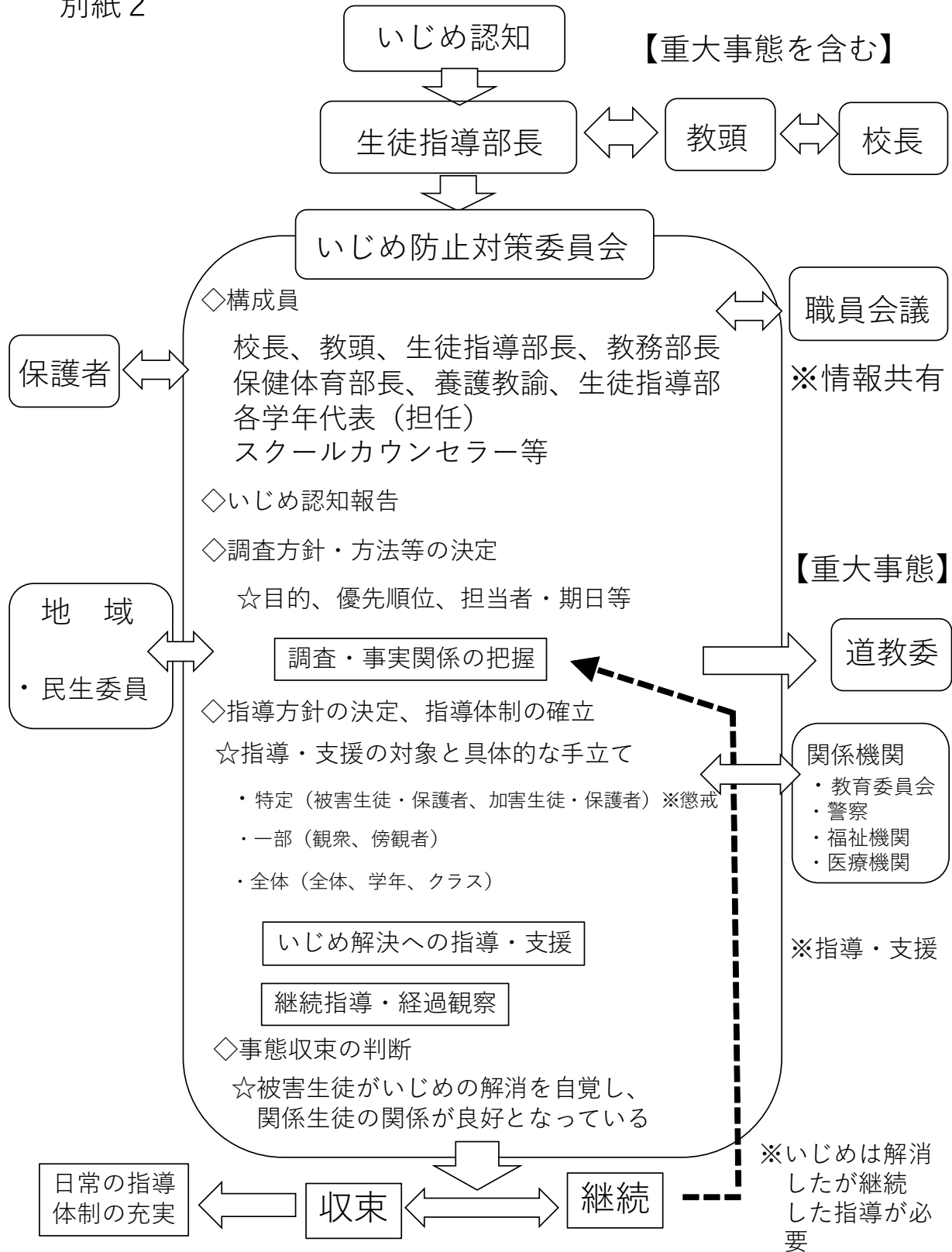
- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開等の実施

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え
(生徒・保護者・地域等)
 - ・アンケートの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

別紙 2



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れにり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食へない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ら物にいたすらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる
<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある
<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる
<input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる
<input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言ったりする
<input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
<input type="checkbox"/> 受信しにメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
<input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあつたりする
<input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる
<input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
<input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える
<input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る
<input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする
<input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする
<input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる
<input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる